

第九回国会 農林委員會議録 第八号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)

午後四時三十分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
理事 足立 篤郎君 理事 野原 正勝君
理事 松浦 東介君 理事 小林 運美君
理事 井上 良二君
宇野 秀次郎君 遠藤 三郎君
川西 清君 河野 謙三君
幡谷 仙次郎君 原田 雪松君
平野 三郎君 八木 一郎君
足鹿 覺君 河口 陽一君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君
經濟安定本部長 周東 英雄君
農林政務次官 島村 軍次君
經濟安定事務官 川上 爲治君
物価庁第三部長 爲治君

出席政府委員

農林事務官 藤田 巖君
通商産業事務官 長村 貞一君
通商化學局長 前谷 重夫君
經濟安定事務官 重平君
專門員 岩隈 博君
專門員 藤井 信君

十二月八日

競馬法の一部を改正する法律案(第八回国会案第一〇号、参議院議決審査)
の審査を本委員会に付託された。

第一類第九号

農林委員会議録第八号

昭和二十五年十二月八日

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件
競馬法の一部を改正する法律案(第八回国会案第一〇号、参議院議決審査)

肥料に関する件
〇千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

〇千賀委員長 競馬法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりましたので、これより本案を議題といたし、審査を行います。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第二條中「横濱」の下に「東京」を加え、「十一箇所」を「十二箇所」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
競馬法の一部を改正する法律案(第八回国会案第一〇号、参議院議決審査事件)

本院において継続審査した右案は本院において可決した。よつてここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 原重郎殿

〇千賀委員長 この際本案の審査方法につきましてお諮りをいたします。本案は御承知の通り第八国会において衆議院を通過し、参議院において継続審査に付せられたものであります。従つて本案の趣旨並びに内容につきまして十分に御存じのところでございますので、理事会の申合せの通り、趣旨説明の聴取、質疑討論を省略いたしました。これより採決いたしますと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
〇千賀委員長 御異議なしと認めます。ただちに採決するに決しました。これより競馬法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。
〔総員起立〕

〇千賀委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)
なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇千賀委員長 御異議なしと認めます。さうようとはからいます。

〇千賀委員長 次にこの機会に小委員会設置の件につきましてお諮りいたします。

ます。最近畜産に関する内外の諸情勢にかんがみまして、畜産に関する調査を行い、早急にその対策を樹立するため、畜産対策小委員会を設けたらどうかとの御意見が委員より述べられております。従いまして、この際畜産対策小委員会を設置したいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇千賀委員長 御異議なしと認めます。それではその小委員の数、並びに小委員及び小委員長選任についてお諮りいたしますが、小委員の数は六名といたし、小委員及び小委員長は委員長において御指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇千賀委員長 御異議なしと認め、それでは御指名を申し上げます。
八木 一郎君 松浦 東介君
遠藤 三郎君 小林 運美君
河野 謙三君 足鹿 覺君
以上でございます。次に小委員長は八木 一郎君にお願いいたします。(拍手)

〇河野(農)委員 小委員会の問題ですが、実は肥料について、昨日の政府の本委員会の決議に対する回答を聞きますと、きわめて本委員会の意思を無視したものであります。これにつきましては、本日引続き主管の大臣から御説明をいただくことになっておりますが、この答弁のいかんによりましては、肥料の問題について特に小委員会をつくつて、休会中も肥料問題を討議する必要があると思ひるので、この機会に肥料委員会をつくることについて皆さんの御賛成を得ていただきたいと思ひます。

〇千賀委員長 ただいまの河野委員の動議について御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇千賀委員長 御異議がないようでございますからこれを了承いたしました。よつて、適當にとりかからないと思ひます。

〇千賀委員長 なお八木 一郎君から発言を求められております。これを許します。

〇八木委員 この際農業共済に関しまして提案があります。それは当委員会におきまして以下読み上げます。よつて決議をしていただき、これを政府に強く申し入れ、その実行を期したいと存する次第であります。

農業共済組合連合会事業不足金の整理に関する件
昭和二十二年農業災害補償制度実施以来、水稲、麦及び家畜に対する不測の異常災害が頻発したため、制度の仕組みによつて都道府県農業共済組合連合会に事業不足金を生じ、これが逐年累積して農業共済団体の事業運営を圧迫し、この制度の将来に重大なる影響を及ぼすに至つたことにかんがみ、この不足金の整理は、刻下の急務である。よつて政府は、

これが整理に關し、速かに左記方法を講ずべきである。

記

一、掛金率を改訂すること。この場合、共済掛金の増加分はすべて国において負担することとし、農家負担分は現行以上に増加せしめないよう措置すること。

二、農業共済組合連合会の事業不足金(利子を含む)も一般会計から補填して整理するよう措置すること。

なお、その整理時期まで、国において、事業不足金及び利子に対し低利資金を融資すること。

三、昭和二十五年年度産麦及び稲の災害並に同年家畜の災害に対する農業共済組合連合会の負担すべき保険金支拂額の不足金並びに既往の不足金及び利子に対し、国において低利資金を融通すること。

右決議する。

以上であります。

○千賀委員長 ただいまの御提案に対しては御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めまして、これを決定いたします。

なお関係閣僚に対する参考送付の件は委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めまして、さうとりはからいます。

それでは暫時休憩いたします。

午後四時四十六分休憩

午後四時五十八分開議

○野原委員長代理 休憩前に明瞭さまして会議を開きます。

この際肥料問題を議題といたします。昨日島村農林政務次官から、一応政府の意向をお話がありました。幸いに周東安次本部長官及び廣川農林大臣もそろつてお見えでありますので、この際両大臣に對しましての質問を願ひたいと思ひます。

○河野(謙)委員 まずお尋ねしたいのですが、われわれ農林委員会は、去る二日の日に現下の緊迫した肥料事情にかんがみまして、特に数項目にわたりますして重要事項を連ねて決議をいたしました。政府に文書をもつて回答をいたしました。政府に要求したのであります。しかもその回答は五日の日に求めるはずになつておりました。昨日本委員会におきまして、島村政務次官から、文書によらずして口頭をもつて、きわめて抽象的なないまいな御答弁をいただいたのであります。本日もしお約束にのりまして、文書による回答がいただけるならば、この際お示しをいただきたい、かように思ひます。

〔野原委員長代理退席、委員長着席〕

○周東國務大臣 私農林大臣にかつてお答へします。政府は書面で回答するのだからと思つておりましたところが、ちよつとかわつておりました。政府の方に來たものは書面で回答せよといふのではなくて、むしろ農林委員会において口頭で説明するようにといふことであつたのです。書面の回答はできておつたようですが、それを御必要ならばいつでも差上げる準備はできております。

○河野(謙)委員 確かに口頭をもつてはありますけれども、文書による回答を求めたおつたことは間違ひないの

であります。しかしこれから文書による回答を求めておきますと、会期も切迫しておりますし、時間的に論議を盡すひまがありませんので、この機会に私は昨日島村政務次官から御説明いただきました要旨を基本にして御質問したいと思ひます。

われわれがお尋ねいたしました数項目は、東亜の肥料市場における供給不足の点にかんがみまして、増産の対策いかんといふことが第一点であります。第二点は、肥料の行政の一元化の問題であります。第三点は、来年の春並に秋を控へまして、肥料がまつた自由取引であつたならば、肥料の市価は混乱し、また配給も混乱するといふことを考へまして、需給調節の用意があるかどうかといふこともお尋ねしてゐるわけですが、これに對しまして、昨日の回答によりますと、電力の問題にいたしました。その他資金の問題にいたしました。増産対策の問題につきましても、何ら具体的な御回答がないのであります。また一元化の問題にいたしました。需給調節の問題にいたしました。考へております。さう思ひますといふ抽象的なお話でありまして、少しも回答としての回答になつていないのであります。

これらの回答を通じてわれわれが感ずることは、政府は現下の肥料事情に對してまったく無知であります。めくらであります。かようなことで、春といふ、本年の暮れの肥料事情が一体どういふように急に悪化するかといいことさえも、政府は何らの感覚も持っていない。かような答弁をもつてしておられるならば、より以上われわれは農村のために、また日本の肥料工業

のために重大なる決意をして、さらに私たちはあらためての決議によつて、政府に善処方を要望しなければいけません。かように思ふのであります。昨日の答弁は、あたかもよろしくいふことと受け受けたやうなものであります。よろしくお伝えしますといふことはおなががつくならない。われわれの要求しておりますのは、たといいでもせんべいでも照けてもらいたい、腹をきつていただきたたい、こ

ういふのであります。よろしくいふやうな回答は、決してわれわれの要求している回答ではないのであります。そこでまずお伺ひいたします。肥料の増産に對する資金の問題であります。一、政府にはいかなる具体的な案があるか。また電力について、最近の電力事情からいまして、非常にきゆうくつなことはわかつておりますが、増産に對していかなる電力の割当の用意があるか、これをまず具体的に伺ひたいと思ひます。特に資金の問題につきましても、最近見返り資金の問題も新聞に出ておりますが、肥料増産のための資金がどの程度引当になつて

いるか、これもこの際御発表いただければ、たいへんけっこうだと思ひます。

○周東國務大臣 書面の答弁が行き違ひで口頭になつたというお話、これは恐縮であります。明らかに私どもは書面でなくして、みづから出て來て説明せよといふお話であつたので、この点はよろしく御了承願ひたいと思ひます。今の点についていへば、御指摘でありましたが、まだ数量等を、たとへば電気について来年度どれだけ増産をするかといふところまで

確たる見通しが立つていないのであります。しかしこの間の輸出をいへば、無理算段をして出しましたときの條件にも考へまして、あとで政府委員の方から御答弁させますが、十一月、十二月の割当については、特に電気を増配して、これによつて大体四、五万トンの増加ができるというところの見通しを立てて、輸出の問題を一部解決したのであります。私どもはお話のように、肥料増産資金については、相當に考へなければならぬと思ひます。ことに御指摘のように、東亜の市場における肥料の需要といふものは相當あると思ひます。戦前における状況から見まして、これはある意味において、その市場を確保しておくことが、日本全体のための需給といふます。自立経済の上においても役に立つ、せつかくの市場を外国に荒されることは考へなければならぬと思ひます。だからといつて、日本の国内の農民の犠牲に對して、自立経済のために必要とせん。従つて東亜民族の必要なるものを供給しつつ、日本が必要なるものを裏づけからい

つても、農民を犠牲にせずにやるためには、どうしても増産をしなければならぬといふことを考へております。これは肥料審議会等におきまして、肥料の増産計画を立てております。資金と資材の問題が關連いたします。資金のことについては具体的に言へないお話であります。数字は今手元にあります。せんが、今二十五年度におきましても、かなり肥料工業に對する必要資金を見返り資金を出した。ところが来年度は御承知のように、ただいま見返り資金から出すか、預金部資金から出す

もに、暫定的にはやはりある程度のも
のを輸入することが必要であらうと考
えて、その点も今計画を進め、いろい
ろと相談をいたしております。ことに
私どもは硫酸だけでなく過磷酸肥料あ
るいはカリ肥料についての問題を解決
するため、従来フロリダ燐鉱石につ
いては自動許可制がとられていなかっ
た。つまりアメリカの燐鉱石について
とられておらなかった。ようやくこれ
が最近許されて乗りました。燐鉱石はフ
ロリダが一番いいことは御承知の通り
であります。そういう問題でこれを解
決しようとしておりましたが、これに
対しては自動許可制ですから、今認め
られておる外貨に対して、できるだけ早

○河野(譯)委員 過燐酸、カリのお話まで伺いまして、非常に御親切なる御答弁は感謝します。重ねて私は申し上げますが、われ／＼の先日の決議は、決して遠い将来の肥料の理想を述べておるのではないのであります。きょうあしたの現実には足元に迫つた問題をわれわれは述べておるわけであります。従いまして、われ／＼はここでどうしても具体的に増産の対策にしる、行政の問題にしる、需給の調整の問題にしる、輸出の問題にしる、すべて具体的に答弁をいただかなければならぬ。また具体的に答弁ができないはずはないのであります。これらの條項について具体的施策がなければ、肥料行政を

問題も非常にけしからぬと思うのです。が、生産の方の計画だけ見て、需給の方の数字が何ら押えがつかないで、一方的に、生産計画と実績との比較に依りてのみ、余つたとか足らぬとか言ふのは、私は非常に無責任だと思う。そこで昨日の回答によれば、五月三十一日までには、その間の生産がいかにどのくらいあろうと出さぬというのか、それよりも渇水期の一月、二月に電力がよけいまわつて、たゞ五千トンでも一萬トンでもよけい出まわつた場合にはよけい出すというのか、その点はつきりしてもらいたいと思います。

もを一つ輸出の問題で伺いたい。は、最近政府の一部、もつと具体的

ております。関係方面にもその旨ははつきり伝えております。しかしそれ以上になつて来ると、これは農林大臣が同感だと思ふのですが、自給肥料とか有機質肥料とかいうような問題を解決しつつ、農民の犠牲にならぬ程度の数量の問題は、輸出を許されてもいいんじゃないか。はたして農民の犠牲になるかならないかといふことの認定はおずかしい問題であります。しかしおおよその需給推算というものが、客観的に見て妥当性を帯びておる範圍に出れば、この輸出はむだにはならないのではない。そのものを出すことによつて農村に必要なものが入り、また国民生活に必要なものが入りますから、ここに

座には出ないのです。手元に数字を有
 める材料はないのです。供給の方のも
 のだけわかつても、需要の方の数の
 字さえも集まらないような政府が、
 今の機構においてやむを得ないのです
 けれども、そういう過去の問題がわか
 らぬくらの政府が、半年、一年先の
 需給推算を立てて、そうしてこれだけ
 輸出ができるとかできないとかいうこ
 とはおこがましい。お改めにならなけ
 れば困る。われわれはこの間いろいろ
 の事情で輸出の問題は了承したのです
 りますけれども、現にあの輸出の問題
 が今の市価に響いておることは御存
 の通りだと思ふ。六百九十五円で全
 連の契約は一部数量は押えたのであ

ますけれども、現実の市価は六百九十
五四でも七百円でもない、現に七百十
五四になつてゐる。これは何と言つて
も政府のあやまる需給推算の数字に
よつて輸出をしたことが、この中に相
當書いてあるという事は事実なので
す。でありますから、そういう需給推
算という言ひを言わないで、ど
こまでも市価によつて需給のバランス
を私はらんで行くよりしかたがない
と思う。そういうような意味合いから
いたしまして、この機会に来年の春の
話を、少くとも政府は——その間に多
少の増産があつたり減産があつたり波
はあるであらうが、来年の五月
までは国内の農民に肥料を確保する意
味において、出さないという事をは
つきり声明されること自体が、肥料の
市価を安定することなのです。それを
答弁によりまして非常にいいまいなと
ころがある。先ほど申し上げましたよ
うに、湯水期の電力事情云々によつて
というように、この湯水期という
のは一月から三月までなんだ。そこら
のところはもう少し明瞭にひとつ御答
弁をいただきたい。同時に安本長官に
申し上げたい。安本はとかく数字をい
じるところであります。数字はけつ
こうでありますけれども、肥料に関す
る限りは、あまり根拠のない数字を扱
つて肥料行政をやまないように、一
ひとつお考えを改めていただきたいと
いうことを私は強く希望しておきま
す。

○河野(議員) 輸出をしようとは思わないということ
で御了承願ひたい。ただ肥料の問題に
ついては最も権威者であられる河野さ
んですから、今のお話は少し改めても
らわぬといかぬ。今の政府の需給推算
が必ずしも正しいとは私は思はない。
間違つておるところはお直しを願わな
ければいかぬ。決定することは必ずし
うしろつと云つたのは、それをさして
おるのであります。しかしそんな需給
推算なんか立つていないと言われる
と、今度はあなたの言われる一番大切
な増産計画を進める上において、資金
を何ぼ出せ、原料を何ぼ出せというこ
とはむずかしい。いろいろむずか
しうございまして、いくらでも、価格
だけで推量せよと言つても、これでは
金を出させることもできませんし、こ
れくらいの需要があるについてこれく
らい工場をふやさなければならぬ、設
備資金もこれだけ、原料もこれだけ
いるというふうな、需給推算を立て
ないと思ひますので、その点は
需給推算をあまり言ふなというのでは
なしに、悪い点は御指摘になつて、一
緒に直して計画を立てて進めること
に意義があるので、需給推算なくして増
産計画は立たぬと私は考えますから、
ひとつ御了承を願ひます。

○河野(議員) さつきの過剰酸の輸
出の話は、これはあとで事務当局から
伺うことにします。
次に肥料行政の一元化の問題です
が、安本長官から、大休養の裏を讀ん
だらわかるだらうというふうな含蓄の
ある御答弁でありましたが、私はこれ
はそうはいかぬと思ひます。そも、
今度のかようなあいまいな答弁しかで
きなかつたこの裏には、肥料行政が今
のような二元化、三元化されてゐると
ころに、この緊迫した肥料事情を目の
前に控えて、かような回答さえできな
い、そういう事態がすでに肥料行政
が今いかぬというのを物語つてい
るのです。私は決して政府の内部をす
つば抜こうとは思ひません。しかし少
くともこの回答をまとめるまでには、
通産省なり農林省なり安本なり、それ
ぞれの御意見が出た。その御意見がま
つたぐと白と黒、裏と表ほど違つて、そ
れをまとめるのに安本長官は非常に御
苦心なさつて、そうしてその御苦心の
結果、白とも黒ともわけのわからぬも
のにして、われわれ農林委員会を購着
しよう、そういうことになつた。しか
しそれは行かぬでしょう。少くともこ
の御答弁そのものが、肥料行政自体の
弱体を物語つてゐる。同時に私は、昨
日もお尋ねしましたが、安本長官に特
に伺ひたい。この間の輸出の問題とか
らんで肥料市価安定の問題のときに、
これと並行して至急に一定数量、必要
量のものを放出すると言われたが、そ
の後一箇月以上経過してあります。現
在、まだ清算公団手持の放出の問題は
きまつていない。どこで放出の問題の
腰を折られて、どういうわけでも今ま
でに放出がきまらないか、この問題を私
は伺ひたい。これも肥料行政の今の問
題にからんで来る。相場を安定させる
ためには、今日きめたら明日やらなく
れば相場の安定にならない。いまない
まにと言つて死んでしまつた人がある
から、死なないうちにやらなければなら
ぬ。もうすでにこの放出の問題は時
期を失つてゐる。先ほど申し上げまし
たように、あのとときにすぐにやれば全
購連の相場が六百九十五円であり、同

時に肥料の一般市価も六百九十五円内
外におちつた。ところがその間一箇
月、二箇月経過したために相場は七百
十五円になつた、七百二十円になつ
た、こういうことです。この放出の問
題さえもきまらない、政府の答弁もな
なな一致できない。そのほかにいろい
ろな問題を取上げると、必ずその根本
は肥料行政の問題に端を発して、政府
の肥料の政策がうまく行かないとい
う結論であります。ですからわれわれは
言うのです。決して私たちは農林省の
肩を持つわけではない、安本の肩を持
つわけではない、官僚のなわ張り争ひ
の問題を取上げているのではない。も
う少し肥料行政の問題をまじめに考え
てもらひたい。われわれは農林省の肩
を持つというわけでもないことをやつ
ておるのではない。ですからこの肥料
行政の一元化の問題は、安本長官が安
本長官になられて、今日までの肥料行
政の過去の経過をいろいろごらんにな
つて、このままでも今後たとい一月でも
おいていかぬという事は、よくおわ
かりになつておるはずで、特に農林
大臣は先日この委員会におきまして、
行政管理局長官として、肥料行政は一
元化すべきであるというところに方針は
きまつておる、こう言われたのです
が、きまつたことはその後どうなつて
おるか、また今後それをどういうふう
に、いつまでに具体化するか、これら
の点についても私は御答弁をいただき
たいと思ひます。

○河野(議員) 今非常に明確な御答
弁をいただきました。私はそういう御
答弁がいただければ問題はない。それ
ならなせあのきのうの回答にそういう
ふうなことを書いてくださるぬか。そ
ういうことがすでに今の一元化の問題
に、一面においてある勢力がブレーキ
をかけておる。こういうことになる
と思う。これは行政管理局の長官であ
り、同時に農林大臣の御答弁でありま
すから、これによつて私は満足いたし
ます。同様に肥料の需給調整の問題
も、わずか八月以降今日までのものが
あつても、輸送が悪いために農家には
いたずらに高いものをやつた。時期に
間に合はなかつた。またこの狭い日本
の国で、需給調整がないために、関東
と関西とで値段において違つた。特に
北海道のごときは、現在過剰酸が内地
よりも一割以上高い。この問題は、私
は昨日触れましたが、特に重要な問題
でありますから、政府から御答弁をい
ただきたい。特に過剰酸については、
公団を廃止して自由にすると、司
令部からメモに一項盛られておること
がある。そのメモに盛られておる大休
の趣旨は、過剰酸に關しては鑛石に
補給金をつける。同時に過剰酸に關し
てのみ十二月まで特に価格統制を一時
やめるのだ、その間においても七割以
上に過剰酸の価格が上つたときには、
これはしかるべく政府は需給するの
だという條項が入つておるわけであり
ます。しかるがこの間において、すで
に北海道は八割アップの相場が出てお
る。ここに北海道の全購連の会長さん
の川口さんがおられる。川口さんは何
をと押けておられるかしらぬが、八割
アップのものを平気で買つておられ

る。(笑)「こういうことは買う方もどうかと思ひますけれども、こういうことを看過される政府は一体いかなる責任を感じておられるか。同時に一月以降は過剰は価格統制を復活するのにか、それともこの年内に過剰の価格について、何らかの方法によつて過剰の価格の調整をする用意があるか、これを具体的に私は伺いたい、かやうに思ひます。

○川上説明員 過剰の価格の問題につきましては、司令部の方からメモが出ておりますが、今お話をありますように、北海道におきましては、七割の線をある程度上つておることは、私も調査の方でわかつておりますけれども、全国平均いたしましたときまだ七割の線になつておりません。これにつきましては、司令部のメモとしましては、また当時のいきさつからいいますと、全国平均価格が七割以上という場合におきまして、政府においては適当な措置をとるべしということになつておりますので、私もその方としましては、今申し上げましたように、全国平均価格が七割以上アップしましたときには、適当な措置をとらなければならぬ、というふうに考へております。

それから現在停止価格であるわけなんです、これも期限としまして十二月三十一日ということになつておりますが、私もその方としましては、この停止価格をもつと続けて行きたいというふうに考へて、目下司令部の方と交渉いたしております。なお一月以降マル公にするか、すなわち公定価格制度にするかという問題につきましては、もつと慎重に研究いたしたいと考へております。

「議事進行について」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 河野君に許しました。○河野(謙)委員 今平均価格が七割以上上つておられぬと申されますが、内地が大体全部七割であつて、一部といへども北海道が八割になつておるというので、私は平均しても現に七割以上になつておると思ひます。これはよくお調べ願つたらいいのですが、あなたのおつしやる通り現在七割以上になつていないとすれば、あなたも七割以上になるかもしれない。そのときの具体的な対策は、当然お持ちにならなければならぬ。今の御答弁を一応了承しますが、しからば具体的に七割以上になつたときにはどうするかというのを、具体的に答弁を願ひたいと思ひます。

○川上説明員 あした七割以上になつた場合どうしような措置をとるかという問題であります。私もその方としましては、すでにこのメモで一応の警告が業者に対して出されておるもので、もしさうなことがありますときには、業者に対してぜひともこの価格以下で売れという要求をいたしまして、それでもどうしてもいけない場合におきましては、あるいはマル公の制度を復活しなければならぬという問題が出て来ると思ひます。

○小林(運)委員 委員長に一体耳があるのかどうか、私は疑ひます。ようやうき意見を許されましたが、この際私は、はつきり委員長の態度を聞きたい。先ほどの質疑を聞いておりますと、われわれは先般の委員会におきまして、政府に文書の答弁を求めておつたところが、口頭の説明だというよ

うなことであります。ところが内容が、今安本長官のお話では、文書回答ならやつてもいいのだ、準備してあるというのをそのままで、こういう質疑の形式でやつておる。これはどうもおかしいと思ひます。ここに経済安定本部の答弁資料とかいふものがある。これは一体何だ。資料かどうか。われわれが求めたものは文書の回答なんだ。政府は一体出す気かどうか。安本だけでこんなものを出すのじやなくて、政府は農林省、安本、通産省、この三閣係省が集まつて、はつきりした文書の回答をする気があるのかどうか。それをまず第一にきめてもらいたい。しかもこれによると、先ほど河野君がいろいろの質問の中で、うなぎをつかむようなこんなものではだめだと言つて、向うでははつきりしたものを出すと言つた。たとえばこの答弁資料なるものを讀んでみると、一行目から三行目に「相当の増産を見込んでおる」とある。相当の増産とは一体何だ。そういふものをわれわれはこの委員会ではし……

相当といふのは十万吨か百万トンか、一体どういふことなんだ。そういふことを、はつきり数字の上でわれわれは求めておる。そういふものを何にやらぬけれども、やちやうだかどうだか知らぬけれども、ここでいいかげんな質問をやつていちゃ、われわれはど

うなものはつきりしない。委員長はその点をばつきりしてから、この質疑を継続してもらいたい。

○千賀委員長 委員長は、質問が何か知らぬが、今のあなたの発言に対して答弁をする責任を感じません。答弁いたしません。

○小林(運)委員 先ほど私が申し上げたことは、委員長は、この間この委員会では決議をして、政府に文書の回答を求めた。われわれはそれに賛成した。ところが昨日は、農林政務次官が何だかわけのわからぬものを讀んで、これだという話だつた。ところがこれだけの出席を求めて、こどももつてはつきりしたものを聞こうというのが今日の会議なんだ。そこで来てみると、こんな答弁資料だ。こんなものではな

く、はつきりしたものを求めておる。それを交渉するのは委員長の責任なんだ。これをあなたはどうして行くか。私はそれを委員長に聞いておる。委員長はどうするのですか。この委員会の決議をその通りやるのかやらないのか、そこなんだ。それをばつきり返事してもらいたい。

○千賀委員長 依然として同じことであります。私の感想は同じことであります。

○井上(良)委員 議事進行について……大体肥料問題に関する本委員会の審査は、委員長も御承知の通り、きわめて重大な案件として、公団小委員会から案をつくり、本委員会の総意による決議として、政府に数項目の質問書を出しておる。その質問書に対する答弁が、はなはだ抽象的にして、具体的なものではない。これでは農林委員が期日を切つて答弁を求めております内容に、はなはだ合致しないというところの問題になつておるのです。そこで河野君は掘り下げて質問をしておるわけなんです。それで今小林君が言うのは、この各項目にわたる答弁書はほとんど抽象的にして、具体的にない。こういうことはおそろく政治常識上の

答弁であつて、農林委員会は、どうなるかという結論をほしがつておる。従つて委員長はこの答弁に満足するやいなや、これは委員会としては満足できませんから、従つてその増産の見込みであるとか、その増産に必要なところの電力の割当、資材の割当、金融の方法あるいはまた一元化に対する具体的な処置、あるいは需給調整に対する政府の具体的な方策あるいは命令的な処置、価格に対する処置、輸出に対する方法といふものを、具体的に答弁してもらわなければ、委員会の意思は政府に通じていないのです。この答弁書によつては満足しないということ、こういう質疑が行われておるのです。あなたは委員会を代表せられる人で、その高い所にすわられて、ひげをはやしておられるのですから、さういふ点でよく議事を進めてやつていたのだと私は思ひます。これはあなたの責任です。もしあなたがそんな責任はない、答弁の限りでないと言ひたいといふことですから、委員長不信任案を出しますよ。

○千賀委員長 答弁します。ただいまの答弁書に対しては、御質疑があり、御意見があると思ひます。私はそれに対して委員諸君がたまたま機会を今ここで認めておる次第であります。この答弁書に対する委員の全体の意思がいかになりまするか、それはまだ今後の問題であります。私は善処いたしたいと思ひつております。

○平野委員 委員長に対する今の小林委員の議事進行に関する発言が、ありますが、これに対する委員長の御答弁

五

は、私は小林委員の要求を少し誤解しておられるのだらうと思います。小林

まずこの措置につきまして、政府の意見を伺います。

委員の要求は、本日の農林委員会において政府から行われるところの先般の決議の申入れに対する答弁が、ここで口頭でもつて行われるのであるかどうかということなんです。実際今ここでこういうものが配られておる。昨日の本委員会における島村農林政務次官の口頭による御答弁とこの書面と、一字

一句も違つていないのであるから、あるいはこういうものが準備せられてあつたということは明らかに指摘せられるのです。しかも本日安定本部長官がここにお見えになつて、あたかもこれを初めてごらんになるような御答弁であつたのですから、おそらくこれは政府の正式の答弁書でないと思う。政府の正式の答弁というものは、きよようの委員会でもつて口頭で答弁せられるとい

○平野委員 ただいまの廣川農林大臣の御答弁によりまして、問題がはつきりしたわけであります。政府の方では、書類で答弁することでありまして、まずから議事の運営についてははつきりしたわけでありますが、あらためてそういうものにとらわれずに、ここで廣川農林大臣に、きわめて簡単に肥料行政一元化についてお尋ねしたいと思います。

うつもりで大臣諸公は出席されておると思うのですが、ごういゝものが配られておるから、これは一体何の意味かという小林委員の御質問ですから、委員長としてはこれは一体何だというのを聞かれて、それから初めて質疑に入るのが、私は正しい議事の運営であらうと思います。おそらく委員長は、小林委員の発言の仕方が、言葉に足りないところがあつたので誤解をされたかもしれませんが、その点……。

先ほど河野委員の御質疑に対しまして、廣川農林大臣から、肥料行政の一元化については目下成案中であるから、第十国会に提出するといふ御答へでありまして、これはまことに御答へでありましたお答えを承つたような氣持で非常にも満足いたしますが、ただ問題は一、一元化というのは一休農林省に一元化するものであるか、あるいは通産省であるのかといふことを、ここではつきりいたしておきたいのであります。

○千賀委員去 委員長から申し上げま
す。ただいまの平野君の御発言で、今
専門員から報告を受けたのであります
が、これはきのうの島村政務次官の答
弁によつて、便宜上事務局で刷つたの
だそうであります。そこでこれを政府
の意見とするかどうかといふことは、
政府に意見があると思ひますから、

といふことは、私は今回の肥料の不法
輸出の問題をめぐつて、まづたくこの
肥料の一元化はなつておらぬ。農林省
に一元化されるのでなく、まづたくこ
れは通産省に一元化になつておるとい
う状況である。すなわち農林大臣の同
意を得なければならぬといふのかから
ならず、通産省の方では、何ら農林大

臣の同意も得ずして処置しておる。しかもあなたは、これに対して割合に憤

慨せられたような気色が見られない。これはまったく農林大臣の面目問題なのです。あなたのそのきれいなお顔に、どろを塗られたということなので、そのどろを塗られたあなたは、顔を洗おうともせられないで、タバコを吸つておられる。これは普通なら、私は農林大臣としての面目の問題である

と思う。憤慨して抗議でも申し込まれるのがあたりまえであると思う。割合に平然としておられるということは、あるいはもう現在の通産省に一元化された現状を認めるというような心持が、あなたの心の奥底にあるのではないかということをは、私は心配いたすわけでありますので、衆国会に提出するということ、御言明は非常にけっこうでありますが、あなたはしばらく自分の言明を

否定せられても平気な場合がありましたし、この点もあわせて私は心配にたえませんので、これを明確に肥料行政を一元化するのだ、これを第10科会に出す、そういう法案を出すのは農林省に一元化するのだということを、重ねて明らかにしていただきたいと思ひます。

○廣川園務大臣 われ／＼の草案におきましては、この肥料の実態的なこととをよく勘案いたしまして、農林省に一

元化するよう、に草案は決定いたしておりますが、まだ各省と相談する段階までは至っておりません。

〔委員長退席、野原委員長代理着席〕

○河野の謙〔委員〕 先ほど質問の点で、物価庁にお尋ねします。そうすると、過磷酸の市価は、現在あなたと私の調査

の結果とは違つておられますけれども、あなたの調査の結果によつて七割アツ

プまで行つていないとしても、とにかく七割アツプすれ／＼まで行つておることは間違いない。ただ市価が高騰しておるという場合に、今まで過燐酸のメーカーに対して、市価抑制のために警告を発せられた事実はありませんか。

○川上説明員 私どもの方としましては、司令部のメモが出ましたときに、

も、この点は非常にやかましく言つておられます、また最近におきましておりまして、また最近におきまして、若干高騰しておるといふことが調査によりましてわかつておりますので、私どもとしても、業者に対しては、再三自粛するように要望しております。

○河野(謙)委員 私は今まで警告を發せられた事実があるかないかというところを伺つておるのですが、その具体的

の御容弁がなかつたのです。さらに物価もお見えになりましたから伺いたいの、過日私は本委員会で、物価値に関連した問題で質問したことがあるのですが、かますの問題であります。公団の手持ちのかますを、市価が三十五、六円であるにかかわらず、大蔵省は物価値に申請して特別価格を設定し、そうして製造会社の手取り四十三、四円のものになつておる、こういうような特別価格の申請があつたとき

に、あなたの方は、一体調査の結果を許可されたのかどうか。私は少くとも、公団の手持ちのかますについて調査をされたならば、いかに政府内部の大蔵省の特別価格の申請といえども、許可されるわけがない。あなたの方の事務官が適当にめくら判を押したのではないかと思う。ところがこれが

非常に大きな影響をしてゐる。政府の手持ちのかますが四十二、三円という

ことは、市価がそれにさや寄せすること、という結果になる。かような大きな問題
を扱う場合に、何らの調査なくして、
わずかかます一枚の問題で五円も七
円も違うような特別価格の申請を、め
くら判一つで許可されるということ
は、一体されていいのですかどうかで
す。もしそういうことをされたとする

ならば、どういう経過で、どういう理由でされたのですか、これを私は伺いたい。

○川上説明員　私からその問題につきまして答弁を申し上げることができないことをはなはだ残念に思っておるのなのです。そのかますの問題につきましては、実は第二部の所管でございます。私は第三部でありますから、その問題については私もあまりよく知らない。

いで、今日初めてお話を伺ったような次第であります。この点につきましては、どういう理由でそういう措置をとったか、詳細に調べてみたいと思います。

○河野（護）委員　その問題は明日ひとつ本委員会に御回答をいただきたい。二部ですか三部ですか知りませんが、特に私の疑問とするところを申し上げますと、公団の買取り価格が定価価格より二割高。そのほか、公営住宅の買取り価格が定価価格より二割高。そのほか、公営住宅の買取り価格が定価価格より二割高。そのほか、公営住宅の買取り価格が定価価格より二割高。

て買つておる。そのほかには運賃、郵料
として、公同は六円それに加算してお
る。これは架空な平均運賃であつて、
六円がかつていない。三円か三円五十
銭で扱つておる。それを單に初めから
六円かかつたということにして、それ
に六円加えてやつておる。そういう事
実がありますので、これについても具

体的に御答弁いただきたいと思ひます。

なほ最後に、先ほどお話ししました過燐酸の輸出の問題についての今日までの経過を、ひとつ通産省から承りたいと思ひます。

○長村説明員 お答えいたします。過燐酸の輸出につきましては、実は台湾方面から、一万四、五千トンの過燐酸を輸出するようという話があつたのであります。ただいまこれに對して、どういふふうな処置をとつたらよろしいか農林当局、安本とも御相談申し上げ、検討中の問題であります。

○河野(謙)委員 それがいけない。通産省が安本なり農林省と相談するといふことは、通産省の意見は少くとも輸出すべきである、輸出を許可すべきであるといふことになつた上での安本なり農林省への呼びかけだと思ふ。さういふ思つてよろしうございませうか。もしさうであるならば通産省はいかなる根拠に基いて過燐酸を一万五千トン出すべきであるという結論が出たのか、その結論を出すまでの経過を伺いたい。

○長村説明員 これはまだほんの話が出たばかりでありますので、省としてこれの手続をしてきめたわけではありませんが、この問題を問題としてひとつ根本的に取上げまして、こういう問題についてどう取扱うかというところを、事務的に関係者、安定本部と検討してやつておるわけでありませう。

○河野(謙)委員 質問を打切らうと思つておりましたが、さういふことじや困る、質問を続けませんが、あなたの方は輸出の窓口でありますから、窓口である通産省が安本なり農林省に呼びか

けるのには、少くともあなたの方で輸出の許可を與えたい、與えようといふことがきまらなければ呼びかけるわけがない。さうでなければ窓口で断れば問題は起つて来ない。少くともあなたの方が呼びかける以上は、輸出すべきであるといふことにきまつたから呼びかけておるのだ。どういふわけだ輸出すべきであるといふことにきまつたか、その経過を伺いたい。先ほどからの物価庁のお話によつても、過燐酸は七割の線を越えるか越えないかという状態であるように私は聞いておる。これに對して価格統制をやるかどうかという問題がある。さういふ事態を一方においてながめながら、どうしてさういふふうに一万吨や一万五千トンを許可しようという結論に通産省は到達されたか、私はその点を非常に疑うのであるが、通産省が過燐酸を輸出しようという氣持になつたその経過を、率直にお答え願ひたいと思ひます。

○長村説明員 お答えいたします。一万四、五千トンの輸出といふことでございませうが、これは硫安の場合と同様に、先ほどお話ししました今後の需給の問題も考えなければならぬと思ふのであります。これに對しては、今後の過燐酸の需給の状況がどうなるであらうかといふこともまず考えなければならぬと思ひます。かような問題を考慮して輸出し得るかどうかという態度をきめさせていただきます。今農林省なり安本なりに御相談申し上げておるような状態でありませう。

○河野(謙)委員 どうもそこはつきりしないのであります。さうするとあなたの方は、省として輸出すべきであるという結論が出たのじやないの

すね。あなたの方の省は輸出すべきであるという結論が出て、安本なり農林省に呼びかけたといふわけではなくて、全然白紙でもつて、安本を中心にして燐酸肥料の需給バランスをつくつた上で、幾らの過燐酸が輸出できるかどうかといふことを検討しようといふことであるならば、私は承じませうが、私はさうではないように承知しておる。

○長村説明員 通産省といたしまして輸出すべきという意見をきまして、農林省の方の御意見を伺うといふことになりませう。通産省の方から農林省に輸出の同意を求めるといふことになつておると思いますが、さういふ手続には進んでおらないのであります。ただお話を後段にございまして、ただいま安本で白紙の状態におきまして農林省に話をし、一体かような問題をどう取扱うかといふことをたゞしておるような状態でありませう。

○河野(謙)委員 最後に私はこの席ではつきりとお答え願ひたいと思ひます。先ほどから燐酸肥料の価格の問題でお尋ねしておるようなわけで、すでに過燐酸は最高価格を突破せんとしておる。従つて一方において輸出の是非かを論議すること自体がすでにおかしい。ここに安本も農林省もおられませうが、この機会に過燐酸の輸出問題について、政府は全然取上げざることを考えていないかといふ明確なるお答えを、ここであらためていただきたいと思ひます。

○前谷説明員 お答えいたします。先ほど需給推算をやるのが非常にナンセンスだといふお話がありました。一応われ／＼といたしましては、過燐

酸の需給推算をやろうとして今検討中でありませう。ただ私考えますのに、過燐酸につきましては、硫安の場合と多少趣を異にするのじやないかといふことを考えております。と申しますのは、過燐酸につきましては原料燐鉱石に對して補助金がございます。その補助金は大体公団の手持ち肥料も合せまして年間約百五十万トンの供給ができるように補助金が組んである。従いましてその範囲においては輸出はもちろんできないわけでありませうが、輸出をいたします場合には補助金をとりませう。従つて価格関係でもつてはたして輸出ができるかどうかといふことは疑問だと思ひます。もしその輸出をやらないといふことになりましたら、おそれる現在制約的な生産計画もございませうので、それが内地によけいに生まれるが、結局、補助金の限度がありませうので、その限度以上は他に利用なり、輸出なりしなければ生産がそまで落ちるといふことが、そこにとどまるのじやないかといふように考えられますので、さういふ点について慎重に検討したいと考えております。

○河野(謙)委員 これは今の場合来年度の春の商売がどん／＼進んでおる。しかもそれが順次上りつ々ある。来年の話であるから来年ゆつくり考えようといふわけには行かない。特に議会は明日で一応休会に入りますから、私はこの機会にはつきり、きよ／＼あしたのうちに政府の肥料に対する方針を伺つておかないと、われ／＼の責任が果せない。でありますから、もう少しはつきりした御答弁をいただきたいと思ひます。簡単な御答弁でよいのです。輸出をするとかしないとかはつきりして

いただきたい。また需給推算の話が始まりましたが、需給推算がどうであらうと、過燐酸が七割以上になつた場合に一体どうするの、たとい五千トンでも、二万トンでも、過燐酸の輸出を許可すれば市価の上ることは間違いないです。市価の問題を非常に中心にして考えますが、要するに農家がこれ以上の高い肥料を買わされては困る。また政府もこれ以上肥料を高く責任がある。その観点に立つて、なぜ政府は今の硫安や過燐酸の市価をながめ、もつとつきり輸出をするかしないかといふことを言われないのか。硫安の問題はつきりいたしました。過燐酸の問題はつきりして重大でありますから、特に先ほど引合ひに出しましたが、北海道のごときは過燐酸は窒素肥料以上に重大な問題であります。しかも北海道は年内から来年の一月一ぱいくらいに六、七割の過燐酸を引取つてしまふ。さういふふうな状態でありませうから、この際もつきり輸出の問題についてお答えいただきたい。もう前文句はどうでもよいのです。やるかやらないかといふことをこの際はつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○農林政府委員 安本の方からお答えいたさせます。

○前谷説明員 お答えいたします。繰返して申し上げますが、内地といたしましては、この春肥までは補助金が燐鉱石についている。その補助金のついてはやれないわけでありませう。ところがその補助金にも限度がありますから、その補助金以上に生産ができた場合に、おきましては、国内では高過ぎて売れ

ない。これは補給金が出ていせんから、それ以上のもつというものは、七割以上ではなくて、ずっと高い肥料になるわけですね。もし予定していた分よりもよけいに出た場合に、国内に流しても、今の市価より非常に高いから、もし輸出に引合いがあれば、これを輸出にまわしてもいい。しかしながら時期その他については十分考えなければならぬ。内地においては現在そういう補給金がない過渡期肥料を流すことは、意味がないのではなからうかと考えております。

○河野(議)委員 補給金の問題は私もわかつておりますけれども、補給金のついていない過渡期肥料であるが、ついでに肥料を出さなければ、要するに国外に肥料を出さなければ、かりに補給金がついていなければ高くなるのは当り前です。そうして高くなった過渡期肥料よけい高くなるのは事実です。だから補給金がついていない、いないの問題はもちろんですけれども、いすれにしても出さなければ、出さない方が市価がより以上安定することは間違いない。補給金が切れた場合にそれ以後の高い過渡期と補給金がついていいる安い過渡期との市価の切りかえの問題はどうするか。これは時間がないから、いすれにあらためて伺いますが、実はこれらの処置も伺いたいのではありません。しかし私にはあなたのおつしやることがよくわからない。補給金のついていない肥料が内地農民に非常に高くなる。高くなつてはいけなから、場合によつたら輸出してもいいのではなからうかというように伺いましたが、補給金のつかない過渡期肥料を使った高い過渡期肥料を輸出することによって内地の農民

に安く売れるということになれば、輸出に賛成しますけれども、しかし輸出をするにやうなものでないで、ええ高い過渡期肥料がよけい高くなるという結論がつかないから伺うのです。

○前谷説明員 河野委員のお話はよくわかるのであります。実は私たちは現在の状態におきましては、補給金のつきの限りはメーカーはこれをつくると思ひます。だからその範囲においてはちろん輸出するということは考えておりません。ただここで輸出をとめますと、そういう高い補給金のつかない過渡期肥料は国内へ流せないということになります。メーカーはその分だけの生産しかやらない。補給金のついていないものにできた場合には、これは国内に流れない。そうすれば結局その分はほかへ持つて行かざるを得ないのではなからうかという感じがいたすわけであり

ます。

○河野(議)委員 そうすると、政府は肥料工業、特に過渡期肥料が引合わぬ場合には、生産サボをやる、その生産サボを是認しておられる態度なんですか。引合わぬ場合には生産を減らすことを前提しておられるのですか。もしそうであれば政府は実に無責任だと思ふ。一体現在の肥料工業は、終戦後現在まで復興したのだからお陰か。国民の税金によつて復金の金を七割も八割も復興資金に使つて、極端に言えば国民の血税によつて復興した肥料工業であります。決して個人の資本によつて復興した肥料工業ではない。斯うしてそういうことは言はれない。そういふことはよく認識しておられるはずだ。それが一たび生産が上つて自由販売になつたからといって、わがもの顔

に引合からつくるのだ、引合わぬからつくるのだという態度を、政府は一体は認めるのか、そういう感覚で肥料行政をやつておられるのか。もしそういう感覚で肥料行政をやつておられるなら、肥料行政の責任をとる資格がないから、立ちどころにやめていただきたい。私は與党だけれども、そういうことでは困ります。この肥料の生産サボは自由企業だから、やむを得ないことだということでは放任される態度であるならば、非常に迷惑だ。これについて御答弁をお願いしたい。

○前谷説明員 私の答弁いたしましたのが多少誤解を招いたのかと思ひますが、政府といたしましては、一定の計画を持つて、もちろん生産を進めておるわけでありまして、その生産の範囲におきまして生産サボをやるといふようなことを考えてもおりませんし、また許すべきではない。それ以上の増産意欲という問題を私申し上げたのです。その点言葉が足りないために、非常に誤解を招いたことを遺憾といたします。

○平野委員 私はこの際農林政務次官にお尋ねをいたしますが、ただいま過渡期肥料の輸出問題をめぐつて、河野委員の質疑に対して答弁を回避されたのは、まことに了解に苦しむ。これは委員長も河野君の質問に対しては、政務次官が答弁するのが当然だという御見解があつたにもかかわらず、あなたが安本に答弁を譲つて回避されるということでは、不可解きまゝのことである。

農林省がそういう誠意のない態度だから、このような問題で通産省になめられる。先ほど廣川農林大臣は肥料行政を農林省に一元化するという決意を明らかにされた。そのもとにおられる政務次官としてのあなたが、この問題について態度を回避されるということでは、そんなことで農林省が肥料行政を担当して行くことができませんか。先ほど安本の政府委員と河野君の応答があらうと思いますが、これは見解の相違であらうと思ひます。むしろ私は河野君の見解が正当であると考えますが、問題は農林省が輸出に対して同意をするかしないか。同意をしなければ問題はなし。ですから、農林省として過渡期肥料の輸出に対して同意するかしないか、そのいすれかをきつくりしていただきたい。

○農林政府委員 あらためてお答えを申し上げます。ただいまの問題は、実はよく調査いたしましたおりませんので、本日回答を求められるならば、安本にかつていただく方が適當だと考えましたので、私に対してはつきりした答弁をお求めになりますれば、明日にお譲りを願ひたいのです。

○河野委員 先ほど河野委員が、北海道が過渡期肥料の価格について八割アップと云ふことになつておるのに、黙つて買つておるというやうな御注意を頂戴したのですが、北海道の事情は御承知の通りであります。この際一言申し上げたいのです。肥料の大半は前年度末に入れた置かなければ、肥料の需要期に間に合わないというのが北海道の従来の実情であります。と申しますことは、北海道では肥料工場がないということによつて、いつの年も六割程度は前年度前輸送をやつておつたわけでありまして、私も価格問題で政府の一応きめられておる七割アップの線をオーパーすることは承知しながらも、需要

期に間に合わせるために入れなければならぬという実情にあつたわけでありまして、この際希望を申し上げたいことは、公団の手持ちが全体を通じて八十万トン余あるわけでありまして、北海道に肥料工場がないということ、公団のストックも二、三万トン程度しかないということ、北海道は高い輸送費をかけて持つて行かなければならぬという苦境にあるわけでありまして、幸い農林省、安本あるいは通産省の各位がおられるのでありますから、この際公団の手持ち八十万トンを全国農民に売り渡す場合にこれを計算してみますと、大体北海道の消費量は、全国の約十分の一が北海道の消費であります。従つてこの公団手持ちの肥料を農民に配付する場合、公団の手持ちの十分の一に近い数字を北海道に拂下げをするやうな処置をお考え願ひたい。このことによつて先ほど河野君が言われていた北海道の高い肥料の価格も、ある程度この公団の拂下げ肥料によつて埋合せをしていただきた。こういう希望を持つておられるわけでありまして、いすれ機会を見て、十分それをお話を申し上げてききたいと考えておりました。何分輸送関係で取急いだので、これらの具体的なお話をする機会を見なかつたのであります。河野委員からの発言がありましたので、この機会にひとつ公団の拂下げ肥料を公正に分配するやうなことを、御配慮願ひたいという希望を申し上げてお終ひたい。

○藤田説明員 現在公団は約五十万トン程度の数量の肥料を持つております。われわれといたしましては、できるだけ早くこれを放出したいといふこと、現在安本とも御相談を

いたしているわけであります。なお放出をいたします場合は、お説のごとく私どもといたしましては時期的な、あるいは季節的な調整を公団の放出肥料によつてやつて行きたいという趣旨でございます。北海道の事情はよくわかつておりますから、放出の具体的な計画の際には、十分お話のような点も考慮いたしたいと思ひます。

○野原委員長代理 委員長から一言発言いたします。先ほど来大分問題になりましたが、肥料に関する政府の見解に関しまして、先ほど農林大臣からはつきりした文書で出したということでありますので、会期もいよいよ明日一日になつておりますので、明日の午前中に文書でもつて委員会に回答をお出し願ふことをお願いいたします。なおその上で明日会議を続行いたしたいと思ひます。本日はこの程度で終りまして、明日の時間はいずれ公報で御通知申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

午後六時十三分散会

〔参 照〕

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月二十二日印刷

昭和二十五年十二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所